審議会等の会議結果報告書（案）

【担当課】総務課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議の名称 | 茅野市特別職報酬等審議会 | | |
| 開催日時 | 平成２７年９月２５日（金）　午後３時～３時４５分 | | |
| 開催場所 | 茅野市役所　議会棟　第３委員会室 | | |
| 出席者 | 【委員】宮坂孝雄会長、長田幸子委員、小平守委員、小松等委員  大下京子委員、行田幸三委員、山科光一委員  【事務局】柿澤企画総務部長、田中総務課長、田中職員係長 | | |
| 欠席者 | 【委員】奥原正夫委員、山岡百合子委員、栁澤孝男委員 | | |
| 公開・非公開の別 | 公開 ・ 非公開 | 傍聴者の数 | ０人 |
| 議題及び会議結果 | | | |
| 発言者 | 協議内容・発言内容（概要） | | |
| 事務局（田中課長）  事務局（田中係長）  事務局（田中課長）  会長  委員  会長  委員  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中課長）  委員  事務局（田中課長）  委員  会長  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  委員  会長  委員  会長  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  委員  委員  事務局（田中係長）  事務局（柿澤部長）  委員  会長  事務局（田中課長）  会長  事務局（柿澤部長）  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  会長  委員  委員  会長  会長  事務局（田中課長）  会長  会長  事務局（田中課長）  委員  委員  会長  委員  会長  会長  委員  会長  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  事務局（田中係長）  会長  委員  事務局（田中係長）  事務局（柿澤部長）  事務局（田中係長）  会長  事務局（田中係長）  事務局（田中課長）  会長  事務局（田中課長）  会長  事務局（田中係長）  会長  事務局（田中係長）  会長  事務局（田中課長） | １　開会（総務課長）  ２　会長あいさつ（宮坂会長）  　３の審議に入る前なのですが、お配りしました資料につきまして、担当の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。少しお時間をいただきますがよろしくお願いします。  （資料10-1、10-2、10-3、11について説明）  　ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。  　どうでしょうか。挙手でお願いしたいと思いますが。  10-1の資料の報酬のところなのですが、平成22年から25年まで一旦、若干ですけど下がってまた戻っているのですけれど、これはどういう事情なのでしょうか。市長でもどなたでも一緒ですけれど。  　本人からの返納（減額措置）ではないですか。  　黄色くないから返納（減額措置）ではないですよね。  21年から22年で下がっていますよね。20万弱ですけれども。３年間・４年間。まあ25年は返納（減額措置）になってまた変わりますけれども。本来の報酬が下がっていますけどこれは審議会か何かで。  　こちらの給料月額は変わっていないのですが、手当の額が人事院勧告に準拠して変動しております。この年に手当の額の支給率が下がっておりますので、それに伴って総額は変動しています。  　元に戻ったのですか。  　26年に支給率は、戻っています。  　市長さんに手当はあるのですか。  　期末手当という、民間で言いますとボーナスがありまして、それは人勧で動いています。  逆に言うと同じ数字がいくつも並んでいるということはほとんど毎年同じ金額だということですか。  　手当は、月数で示されます。このときは人勧もマイナス勧告が出ましたので、それで下がりました。  　わかりました。  　よろしいですか。  　教育長さんの資料の説明で、東御市の例でいうと、教育委員長と教育委員の差額が17,000円あると。要するに教育委員長さんの方が少し余計にいただいているということですけれども、その差額をさらに上の教育長さんに乗せるという説明でしょうか。  そういうことです。今まで教育委員長が持っていた職責が、教育長に今度移ります。教育委員長さんと一般の教育委員さんの差額が、移る職責の分に該当するということで、このような計算をしています。  　教育委員長がなくなって教育長になったということですね。だから教育長さんの責任が重くなって、今641,000円なのが662,900円に上げたらどうかという提案だと思うのですけれども、そうすると一般の教育委員さんとはどのくらいの差額になるのですか。  　月額で見ますと、教育委員長さんが今89,800円の月額です。一般の教育委員さんが、67,900円の月額でお支払いをさせていただいております。  　教育長さんは。  　教育長については、641,000円です。教育委員会の委員さん方は非常勤でございますので、差額が大きく表れています。  　上げるのは分かるが、今言うように非常勤のベースと常勤の教育長さんのベースを比較して上げるとか下げるという説明が理解できない。上げることには全然反対ではないけれども、東御市の例を挙げているが、もう少し数字の根拠をしっかりしておかないといかないのではないか。言えば月に何日か出てくる方との差額がいくらあるかっていう説明が通るか通らないかという心配をしている。もっとわかりやすく言えば、年俸をいただいている例えば副市長さんなり市長さんなりと比べてどの位というような。今日はいいですけれども、次の機会には、そういう基準を示していった方が将来的にはわかるのではないかと思います。  　過去の審議会においては、市長と助役とが年収がちょうど100万円違っていて、教育長との差が200万円位でした。３役ということで100万円ずつ違っていたということはありました。これは過去の事例ですが、平成の前ではなかったかと記憶しています。  　言っていることはわかります。要するに他の特別委員さんと比べてどの位の差をつければ妥当かという基準を考えていった方が将来的には説明がつくのではないかと思います。今回私は、別にこのままでも良いのではないかと思いますけれども。  　年収でいくらということをはっきりとした方が、３役ですから、市長・副市長・教育長。ある程度きちっと差があった方が委員さんとしてははっきり見やすいし、市民に対する説明がつくでしょうということでよろしいですかね。  　そうです。  　今の件で補足説明をさせていただきますと、今の教育長さんは、教育委員の職も兼ねております。教育長も教育委員としての職をしている中で、教育委員長という職がなくなって、教育長がその職責を受けることになったということです。非常勤の部分も教育長の職の中に入っていて、今までいた教育委員長さんの仕事がそのまま移るものですから、非常勤・常勤の差はあっても職務的に教育委員長が請け負っていた部分というと、委員長と委員の差額該当するのではないか、というような解釈がこの東御市の例であります。  　教育委員長さんと、教育委員さんは今何人ですか。  　教育委員長を含めて５名ですが、委員としては教育長も加わります。  　今度は教育委員長がなくなって、教育委員と教育長とすれば同じ５人ということで人数は変わらないですね。教育委員長という職責だけなくなるということで、総人数は今と変わらないということですね。だから教育委員長が受けていた職務というか役割が教育長の方に行くから、今の教育委員長と委員さんの差額の分だけ、役割と一緒に教育長の方に乗せようというような話なのですね。そうすれば全体の報酬額というのは変わらないということですね。  　先程これ以外にもボーナスか何かあると言いましたよね。これは含んだ額ですか。  　資料10の方の額は含まれた総額ですが、資料11の方は含まれていない単純な月額です。  　今回教育長さんの報酬を上げる尺度として東御市の情報があったわけですけれど、委員さんがおっしゃるように教育長が従前と違って特別職という位置付けとなって市長・副市長と同じになってくると、今後の特別職の尺度としてどうかということは課題としてあるということはわかりますので、ちょっとその辺は今回すぐにというわけには。  　先程言ったように今回はいいですけれども、特別職の１つとして年俸を審議するのだから、例えば市長の何割とか、そういう基準で皆さんは説明していった方が、昔の話もありましたが、その方が筋が通るのではないでしょうか。  　この資料を見ても案外そうしやすいのと、前の話ではないけど、市長副市長、収入役と昔は100万円ずつ落ちていた。収入役の下が教育長で、ちょうど100万円落ちたというように。  　特別職の中で比較して年俸を決めたということですね。  　そうですね。そのころは、そのように決めたということです。  　平成28年10月1日に新制度になりますので、そういった新しい教育長の職責みたいなものを私どもも検討させていただきたいと思いますが。  　金額はたとえ変わらないにしても、説明の基準をそういう風にしていった方がわかりやすいのではないですかね。今日はいいですが。  　その方が市民に対する説明がしやすいということですね。それは付け加えてもらって、次の段階ということで。今回はこれで認めていただくということでよろしいでしょうかね。  　私はそれでいいと思います。  　市長・副市長の関係の給料改定はどうしましょうか。  　この資料を自分なりに見せていただいたのですけれども、地方債の残高もピークよりは減ってきていますが、まだまだ減らしていけるというような財務状況にない中なものですから、いろんなご意見はあると思いますが私としては、据え置きというのを私の意見として提案させていただきます。  　据え置きでよろしいでしょうか。  　民間と違うので良いのではないでしょうか。  　よろしいですかね。一応据え置きということで、教育長さんだけ負担が重くなるものですから、若干上げさせてもらうという状況ですが。  　据え置きでお願いします。  　民間だと、休日出勤、残業やら何やらとこう、いろいろな手当てがどんどんついてくるわけですが、市長さんの方もいろいろ多忙な中で休みもなしでやっていらっしゃるとそう感じておりますが、そういった意味も含めれば若干上げて差し上げたいという思いもありますが、いろいろと財政難の状況を考える中、据え置きでやっていただければありがたいと思います。  　市長・副市長は据え置き、教育長だけ上げてもらうということでご同意いただけますか。  （異議なしという声あり）  　ありがとうございます。ではそういうことで、事務局の方で答申書を作っていただきたいと思います。  　今常勤の３役の関係、市長・副市長・教育長について決めていただきましたが、市会議員さんの関係、議長・副議長・議員さんもありますが、全部含めて、教育長さんだけ職責が変わりますので改定プラスということであとは据え置きという考えでよろしいでしょうか。  　では市議会議員の方のご審議をお願いします。  　教育長以外はそのまま据え置きということでよろしいでしょうか。  　今までのお話ですと議員さんの関係も据え置きでよろしいという感じのご意見だったのですが、委員さんの方で何かありますか。  　報酬は報酬で決めてもらって、市議会議員の報酬以外のことで言いたいことがあります。本論から少しずれるかもしれませんが、よろしいですか。  　２年ほど前に財政がどうのこうのと見直しがあって、私はたまたま福祉の方の担当をやりまして、要するに介護慰労金というものがございまして、年間10ヵ月お家で介護した人に年間８万円のご褒美というか慰労金が出るのです。茅野市ではそれが全額で２千何百万円あって、それがすごく目立つということで、それを何とか減額して、そのお金をどこかへ回そうという案が出ました。他の５市町村はそのまま据え置いているのに、茅野市だけ介護慰労金を下げたのです。  議員定数については、ここでいうことではないとも思いますが、一応聞くだけ聞いておいてほしいと思って。議員定数は、平成３年の時が26名で、平成７年も26名でした。それで平成11年に23名になりまして、平成15年に23名でした。そして平成19年に18名になりました。財政難の折、人件費から考えるとその時に茅野市は15名でいいのではないかという話も出たそうです。諏訪市なんかも15名なのですよね。その時に15名にしようと思ったら、いろいろ反対意見が出てしまって18名のままになっていると聞いたのですが、私たちの間では、15名でいいのではないかという意見が出ましたので、そういうことも含んでおいてほしいと思います。  　それは行財政改革の方で、議員定数を下げようという意見を出したのですが、議会の方でひっくり返されたという経過がございます。ですから、行財政の方でもう一度審議してもらった方が良いのではないかと思います。そちらの方に申し送りをするようにします。  　その時も議員さんたちでそういう風に決めたのだそうです。その後、議員さんたちから、議員定数に関する議論はなく、全然変わっていないからそれを是非っていう話があちこちから出ています。人件費っていうのは一番高いものですから、３名減っただけでもずいぶん違うのかなと思います。ただ介護慰労金のことからそんなことを言って申し訳ないのですけれど。  　これは経過がありますから、また行財政改革の方へ申し送りしておきます。よろしいですか。ご理解いただきたいと思います。15名と、まだその時に、牛山さんからの引継の時に11名という話もありまして、まあこれは極端な話で、そのくらい常勤にしてしまえという意見が出たことも事実なのです。東京の女性で手を挙げた方がもっと少なくて良いということを言った経緯もありましたけれど。それはそれで。ですから15名くらいということで最終決めたのですが、市会議員の方で各部を説明しますとまた18名でとなりました。  　そういうことで聞いておきます。改めて行財政改革の方に提案をさせていただきたいと思います。よろしいですか。  　それで結構です。ありがとうございます。余分な話をして申し訳ありませんでした。  　では、給料改定の方はよろしいですかね。ありがとうございます。  　本日ご審議いただいた結果については、答申書というものにまとめまして、それを委員さん方から市長の方へ答申をいただくような形になります。もし今日若干お時間をいただければ、ちょっとお待ちいただくことになりますが、素案を作って提示をさせていただきたいと思うのですが。  　会長に一任することもできる。経過は関係ないから。  　答申書の内容といたしましては、教育長を除いて据え置きをします、というのが結論で、額については提示をさせていただいて、もしその付帯意見と言いますか、審議の経過とか、そういった部分を提示した方が良ければ付け加えますがいかがでしょうか。  基本的に据え置きなので、額の部分だけで問題ないと思うが。  （異議なしという声あり）  　では額の提示の部分だけで答申書を作成させていただきます。作成の上、印刷をかけてまいりますので少々お待ちください。  （事務局により答申書を作成・印刷）  （答申書案を朗読）  　どうでしょうか。何かございますか。  　「記」の３行目から「議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長」と書いてあって、その下には議会議員の方から書いてあるのですが、職位からいったら市長の方が先ではないかと思うのですけれども。これはいつもこんな感じなのですか。市長・副市長・議員さんという書き方の方が良いのではないかと思います。  　意識をしていなかったのですが、議員さんの方を立てないといけないのかなという単純な考え方でこのようにさせていただいたのですが、おっしゃる通りで職責からすると市長の方が上かなというところもあるのですが、いかがいたしましょうか。  　条例の表の実際常勤特別職で市長・副市長とあり、次に議員で議員報酬と条例の規定でもなっていますので。  　順番を変えるということでよろしいでしょうか。  （異議なしという声あり）  　では事務局いいですかね。市長・副市長・教育長・議長・副議長・議員という順番に書き直してもらうということで。  　金額の列記についてもその順番でよろしいですね。  　答申するときは皆さんでいらっしゃいますか。それとも会長さんが代表するということでよろしいかお決めいただきたいのですが。  （会長が代表して答申するとの声多数）  　ではこちらで責任をもって答申をさせてもらうということで。  　日程につきましては会長さんと調整をさせていただくということでお願いしたいと思います。  　事務局は１週間くらいの間でできそうですか。  　そうですね。１週間位のお時間をいただければと思うのですが、市長の日程等も確認してご連絡するようにします。  　では来週になってからお願いします。その他事務局の方から何かございましたら。  　本日の会議録の関係ですが、原案を作りまして皆様方にご確認いただきたいと思っております。１週間お時間をいただきまして、それをお送りした上で、１週間後位までにもし何かございましたらご連絡をいただければそこの部分を修正させていただいて、対応させていただきたいと思いますのでお願いいたします。  第１回目の会議録につきましては18日までにもし何かあればご連絡をということでしたが、委員さん方からのご連絡はございませんでしたので、原案のとおりで確定させていただいて公開をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。  　委員の皆さんで何かありますか。  （委員からの意見特になし）  　慎重審議ありがとうございました。これをもちまして第２回茅野市特別職報酬等審議会を閉じさせていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。 | | |